

令和7年度 第1回小田原市成年後見制度利用促進審議会 会議録

日 時：令和7年8月22日（金）14:00～15:42

場 所：小田原市役所7階 大会議室

日 程

1 開 会

2 議 事

(1) 協議事項

成年後見制度の利用促進に向けた取組状況について

(2) 報告事項

おだわら成年後見支援センターTOMONI（ともに）の運営状況等について

(3) その他

3 次回会議の日程等について

4 閉 会

発言者	内 容
福祉政策課副 課長（渡辺）	<p>皆様、こんにちは。定刻前ではございますけれども、皆様お集まりでございますので、これから、令和7年度第1回小田原市成年後見制度利用促進審議会を開会いたしたいと思います。</p> <p>開会にあたりまして、福祉健康部長から一言、御挨拶申し上げます。</p>
福祉健康部長 (吉田)	<p>皆さん、こんにちは。福祉健康部長でございます。</p> <p>3月までは副部長という立場でこの審議会にも出席しておりましたが、4月の人事異動がございまして、福祉健康部長を拝命いたしましたので、引き続きよろしくお願ひをしたいと思います。</p> <p>皆様方には本当にお忙しい中、また非常に暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。今日も熱中症警戒アラートが発表されております。8月6日は小田原で観測史上最高の39.2度ということ</p>

で、本当に40度が間近に迫っているようなそんな感じでございます。二十四節季も「立秋」を過ぎまして、明日からは「処暑」ということで、暑さは一旦落ち着き始める頃でございます。暦の上ではもう秋なのですけれども、全然そんなことはなくて、本当に残暑が収まっていない状況でございます。もうしばらく我慢我慢ですね。一方でやはり熱中症対策を徹底をしなければいけないなと思うところでございます。

さて、皆様方の記憶に新しいところかと思いますけれども、「中井やまゆり園の元利用者の死亡の事案」を御承知かと思います。本事案につきましては、皆様方に御心配をおかけしているところでございます。本市といたしましても、この事案を大変重く受け止めております。同時に、二度と同じようなことが起きないように、しっかり本市としても取組をしていくと、加えて、これは市だけではなかなか解決が難しいという中で、神奈川県に対して、やはり取組の強化だとか、更なる協力というものを市長が直接出向いて黒岩知事に要望書の受け渡しをしたりしています。そんな取組を始めたところでございます。

福祉ニーズは、昨今本当に複雑・複合化しております。特に近年増加傾向にございます「高齢者虐待に伴う措置入所の事案」も増えておりますし、只今、申し上げました障がい者に係る事案なども含めまして、当事者、それからその御家族をいかに支えていくのか、最終的にはその地域社会全体で「高齢者」であるとか「障がい者」をいかに受け入れをして、共に生きていけるか、そういうことが何よりも重要なになってくるのではないかと考えているところでございます。

委員の皆様方には、昨年8月に本審議会の委員を御委嘱させていただいてから1年余が経過したことになります。今日はこの後の協議事項で御説明もさせていただくことになりますが、障がいの分野に関しましては、特に成年後見支援センターが関わる機会というのが少ないとということなど様々な課題等も見えてきているところでございます。

申し上げるまでもございませんけれども、権利擁護支援という部分は、高齢者や障がい者など支援を必要とする人々が、自分らしく尊厳を持って生活ができるよう権利を守り支援することでございます。そ

して、その権利擁護支援の一つの手段として成年後見制度がござりますけれども、当該制度は当然虐待防止の観点というところからも大変重要な役割を担っているのではないかと思っているところでございます。

諸々申し上げましたけれども、いずれにいたしましても、皆様方には、成年後見制度の利用促進、それから権利擁護支援の充実に向けて、専門的な立場から見えてくる課題であるとか、あるいは市民目線での率直な御意見等もいろいろいただければありがたいと思っております。引き続きどうぞよろしくお願ひをいたします。冒頭の挨拶とさせていただきたいと思います。

挨拶に続いてなのですが、4月の人事異動で職員の方も移動しておりますので、私の方から異動した職員の紹介をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

(職員紹介)

福祉健康部長
(吉田)

市の職員は以上でございますが、続きまして、小田原市社会福祉協議会の職員の紹介を遠藤局長の方からお願ひできますでしょうか。

(小田原市社会福祉協議会職員紹介)

福祉政策課副
課長（渡辺）

ありがとうございました。

ここで、本日の会議の出席者等について、御報告させていただきます。

本日の会議の出席者は、押田委員から御欠席の御連絡をいただいておりますので、9名ということになります。審議会規則に定める定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

次に、傍聴者ですけれども、今のところ、傍聴者はございません。

なお、本日の会議につきましても、後日、会議録を作成する必要がございますため、録音させていただいておりますので、あらかじめ御了承ください。よろしくお願ひいたします。

それでは、浅沼会長、議事の進行をお願いいたします。

会長（議長）

皆様、こんにちは。お暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。会場はいつもよりコンパクトにギュッとしているので、皆さんも少し話しやすくなつたのかなと思っているところですけれども、本日もよろしくお願ひいたします。

それでは、議事を進めてまいります。議事事項の（1）協議事項の「成年後見制度の利用促進に向けた取組状況について」を議題といたします。事務局からお願ひいたします。

福祉政策課長
(塚田)

それでは、今日の議事であります（1）協議事項の「成年後見制度の利用促進に向けた取組状況について」、私、福祉政策課の塚田から御説明差し上げます。よろしくお願ひいたします。

まず、本議題を本日の審議会の協議事項に挙げさせていただきました趣旨を簡単に述べさせていただきたいと思います。

本市の成年後見制度の利用促進に関しましては、令和3年3月に「おだわら成年後見制度利用促進指針」を策定しまして、本市の成年後見制度の利用促進等に関する施策の方向性を定め、これに基づき各種施策を展開してきたところでございます。また、令和6年3月には、国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、本審議会から御意見をいただきながら、指針のアップデートを行ったところでございます。

そこで、成年後見制度利用促進指針の策定から5年度目を迎えておりまして、これまでの取組状況を改めて振り返りながら、どこに重点を置いて今後の成年後見制度の利用促進や権利擁護支援に取り組むべきか皆様の御意見を頂戴したく、本日の審議会の協議事項に挙げさせていただいたものになります。

お配りしております資料の3-1「おだわら成年後見制度利用促進指針」の抜粋版を御覧ください。

表紙を1枚おめくりいただきまして、利用促進指針におきましては、第4章に「利用促進に向けた取組（施策の展開）」を記載してお

ります。簡単に本章に掲げた取組を再確認させていただきながら、これまでの取組状況や市として課題と捉えている点などを御説明させていただきたいと存じます。

まず、確認で「第1節 成年後見制度の利用促進」ということですが、制度の普及啓発関係の取組の方向性を記載してございます。一般市民や地域の支援者、関係機関等を対象とした講演会や研修会を開催すること、インターネットや市の広報誌を通じて情報発信することなどを主な取組としております。

次に、右側のページ、「第2節 相談支援体制の充実」でございます。成年後見制度の利用相談について専門的に対応できる窓口として、「おだわら成年後見支援センター」を運営することを説明しております。ページをおめくりいただきまして、主な取組としましては、「おだわら成年後見支援センター」における相談支援の姿勢、法律や福祉の専門職と連携して相談支援体制を整えて行っていく方向性を示しております。

続いて、右側のページ、「第3節 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」でございますが、個別支援レベルにおいては、支援者や後見人等が互いに連携し、権利擁護のための「支援チーム」を作つて、日常的な本人の見守り、本人の意思決定支援、身上保護を重視した支援を行うこと、また、こうした権利擁護支援を行っていくために、支援機関を構成員とする地域連携ネットワークを構築して行くこととしております。

主な取組の「チーム支援」は、大枠として、普段から行われている個別ケア会議やサービス調整の際に、権利擁護の視点を持つということでございます。

次のページへお進みいただきまして、「地域連携ネットワーク会議の運用」とありますが、簡単に申しますと、関係機関が顔の見える関係を築き、必要に応じて円滑に連携を図ることができるようにしておくこと、地域の課題を共有しておくことを取組の内容としております。

右側のページは、「地域連携ネットワーク会議」を機能させるため

の中心的な役割は、中核機関である「おだわら成年後見支援センター」が担う、ということを説明しております。

次のページにお進みください。「第4節 市民後見人の養成・支援」でございますが、高齢者の増加に伴い、成年後見制度の利用者が増えることが予見されるため、その支え手を確保するため、市民後見人を養成し、また、養成研修を修了した方々をフォローアップしていくことを主な取組としております。

次に、右側のページの「第5節 制度を利用しやすい仕組みづくり」でございますが、「制度を利用しやすくするための仕組みづくり」という表現の方が正しいと思いますけれども、そのような形で受け止めいただきまして、主な取組としましては、親族後見人への支援、成年後見制度自体の見直し、それは国のレベルの議論ではございますけれども、ここで親族後見人への相談支援、個々の状況を考慮した後見人等の候補者の推薦、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を利用している方への適時適切な成年後見制度への移行、家庭裁判所に成年後見等の申立てを行うことができる親族がいない場合に行う市長申立てや、審判請求費用や後見人等の報酬費用に対する助成制度の充実を検討することなどが掲げられています。

次のページにお進みください。最後に「第6節 不正防止に向けた取組」でございますが、最終的な成年後見人等の監督は、家庭裁判所の役割としております。親族後見人への相談支援やチーム支援によって、不正を未然に防ぐという方向性が示されているものでございます。

以上、全体的な成年後見制度の利用促進に向けた取組を確認させていただきましたが、続いて、資料3－2「成年後見制度の利用促進に向けた取組状況について」を御覧いただきながら、取組状況や視点として市が捉えている点などを御説明させていただきます。

はじめに「1 本市における権利擁護の視点からの課題等」でございます。

本市におきましては、高齢者や障がいのある方をはじめ誰もが自身の権利と利益が守られ、地域で安心して自分らしく暮らすことのでき

るよう、地域の方や支援者たちが支え合い、地域共生社会の実現を目指しているところでございます。

そうした中、高齢者については、地域包括支援センター等の支援者の皆さんには成年後見制度の理解が進んでいるところではありますけれども、当事者やその御家族にはまだまだ十分な理解が得られず、制度の利用に結び付けられないケースがございます。

また、障がいのある方につきましても、障がいの特性上、本人の意向の確認が難しかったり、こちらもやはり家族等の理解が得られず、制度の利用に結び付けられないケースがございます。

以上、これらのことにつきまして、後ほど、高齢介護課と障がい福祉課から補足の説明をさせていただきますが、次に「2 成年後見制度の利用促進に向けた取組の実施状況等」について説明をさせていただきます。

はじめに「成年後見制度の理解の促進（普及啓発）」についてでございます。「おだわら成年後見制度支援センター」の主催又は行政書士団体のコスモス成年後見サポートセンターとの共催で、一般市民を対象とした成年後見制度に関する講演会を年1回のペースで行っております。また、講演に合わせて、士業団体の皆様の御協力を得て、個別相談会も実施してまいりました。

さらに、地域の支援者等への普及啓発活動としては、地域のまちづくり委員会や障がい福祉事業者からの依頼により、「おだわら成年後見制度支援センター」の職員やセンター長が地域や事業所に出向いて、研修会や制度の概要説明を行う活動も実施しております。また、昨年度は、市の福祉部局の職員や地域包括支援センターの職員を対象に「法テラスとの連携」をテーマにした研修会を開催いたしました。

その他、市広報に成年後見制度に関する特集記事を年1回は掲載するよう努めているほか、市役所の戸籍住民課に設置されている広告モニターでおだわら成年後見支援センターの宣伝をさせていただいているところでございます。

この普及啓発に関して、視点といたしましては、一般市民を対象とする講演会等の開催方法として、この開催頻度を増やしていく方向と

するべきか、また、おだわら成年後見支援センターが出張して制度説明できることについての周知がまだまだ不足しているのではないか、さらに、成年後見制度の利用が必要な方に対応する機会が多いと思われる病院のソーシャルワーカーや金融機関の職員などを対象とした研修会なども検討していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

次に、ページをおめくりいただきまして、「相談支援体制の充実」についてでございます。こちらにつきましては、令和4年10月に「おだわら成年後見支援センター」を開設し、一定の相談支援体制が整えられていると考えております。「おだわら成年後見支援センター」が担う相談支援の内容につきましては、実績を積み重ねながら、支援の質の向上を図っていくことが必要でございます。

これにかかる「視点」としましては、審議会の御提案を踏まえ、愛称を付けたところでございます。まだまだ「おだわら成年後見支援センター」の存在を知らない市民も多いかと思いますので、引き続き、様々な機会や広告媒体を活用して、周知を図っていく必要があると捉えているところです。

また、国の「地域共生社会の在り方検討会議」で成年後見制度についても議論されているところでありますて、まだ中間とりまとめの段階ではございますけれども、中核機関の法制上の明確な位置付けや家庭裁判所との間における個人情報の共有などについて提言がされることが想定されております。国の動向を注視しながら、今後の展開・対応を考えていきたいと考えているところでございます。

次に、「3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」に関しては、チーム支援につきまして、必要に応じて、高齢分野の個別ケア会議、サービス調整会議に成年後見人や「おだわら成年後見支援センター」が加わっております。また、地域連携ネットワーク会議につきましては、令和6年度から士業団体の皆様の御協力をいただきながら動き始めたところでございまして、会議を重ねながら、まずは顔の見える関係を構築し、現場レベルでの課題の共有やそれらの解決策を探っていきたいと考えております。

関係する視点といたしましては、チーム支援に関して、そもそも母数が違いますけれども、障がい者のケース検討に「おだわら成年後見支援センター」が関わることが、まだまだ少ない状況ですので、障がい福祉分野の支援機関と関係性を深めていく必要があると捉えております。

また、地域連携ネットワーク会議につきましては、資料3－1、先ほどの指針の中の6ページで、図表で示しておりますとおり、「身近な家族・地域」のカテゴリーで、警察、消費生活センターに会議のメンバーに加わっていただいておりますけれども、金融機関や民生委員児童委員協議会などにも輪を広げていくことを検討したいと考えております。

資料3－2に戻りまして、「第4節 市民後見人の養成・支援」でございますが、市民後見人の養成につきましては、第1期は5名、第2期は4名の方々が研修を修了し、合計9名の方が市民後見人候補者として市に登録していただいております。そして、このうち1名が市民後見人として活動しているところでございます。

市民後見人候補者を成年後見人として推薦する機会が少なかったことから、養成講座の開催を見合わせているところではございますけれども、養成講座は、基礎研修から始まり実務実習を終了するまでに約1年半という期間を要しますので、令和7年度に第3期の養成講座を実施する予定であります。

関係する視点としましては、現状として、行政が市長申立てにより成年後見人等の審判請求をする場合以外に、市民後見人候補者を後見人等の候補者として推薦する方策がないということがあります。この点については、地域連携ネットワーク会議で関係機関の皆様と一緒に検討していきたいと考えております。

また、本審議会でも御意見を度々いただいているところではございますが、後見人等に選任されるまでの間、市民後見人候補者が活躍できる場面を作っていく必要があると考えております。

続いて、「第5節 制度を利用しやすい仕組みづくり」に関しましては、審判請求費用等の助成により低所得者層の負担を軽減する取組

がメインでございますが、こちらにつきましては、本審議会の御意見を踏まえまして、市長申立てした場合に限っていた助成対象者を、市長申立て以外の場合にあっても助成対象者として加え、助成範囲の拡充を図ったところでございます。

関係する視点といたしましては、主な取組に挙げている「後見人等の支援」として、親族後見人の貢献活動の不安を軽減するため、家庭裁判所と連携し、親族後見人同士のネットワークを構築する、としているところでございますが、そのための有効な方策が見つかっていない状況でございます。まずは、親族後見人の支援ニーズがどこにあるのかを家庭裁判所と情報交換をするなど把握していく必要があると考えております。

また、「視点」というよりは今後の「見込み」的な点ではございますが、親族間の関係が希薄化している昨今、単身高齢者等の増加により市長申立てにより対応する案件が増加しておりますので、これに応じて、低所得者層に対する報酬費用等の助成金も右肩上がりの状況が続くと、市の限られた財源でどれだけこれをサポートできるかという考え方も、今後出てくるかというふうにも考えているところでございます。

最後に、「第6節 不正防止に向けた取組」でございますが、先ほども申しましたとおり、成年後見人の活動を最終的に監督するのは家庭裁判所でございますので、市としては、不正の発生を未然に防止するための取組をすることとしております。やはり親族後見人との接点が少ないため、家庭裁判所と情報交換をしながら、親族後見人へのサポートを市としてどのようにできるかということを考えていかなければならぬところでございます。

私からの説明は、以上になりますけれども、高齢介護課と障がい福祉課から少し補足の説明を加えさせていただきます。

高齢介護課長
(大野)

高齢介護課長の大野と申します。

高齢介護課の課題といたしましては、1ページ目の1番の「本市における権利擁護の視点からの課題等」の1つ目になります。先程、福

祉政策課長の方からも御説明申し上げましたとおり、地域包括支援センターなどの高齢者支援機関については、成年後見制度の理解が進んでいるものの、高齢者やその家族などの理解が得られず、必要な権利擁護に結び付かないケースがあるということで、我々としてはその高齢者の権利を守るために、成年後見制度を使いまして、必要な支援をして行きたいのですけれども、やはりまだまだ成年後見制度の理解が高齢者や御家族の方からも、その理解を得られていないということで、成年後見人を入れた後にどういった状況になるのか掴みにくい面もあると思いますので、我々としても成年後見人を入れたいのだけれども、なかなか進まないというのが現状ですので、そちらの2点目のはうにも関係しますけれども、今後は普及啓発の方を更に強化をいたしまして、円滑な利用を進めていきたいと考えております。以上でございます。

障がい福祉課
副 課 長（鈴
木）

続きまして、障がい福祉課の鈴木と申します。よろしくお願ひします。課題等について補足説明をさせていただきます。

障がいのある方の成年後見制度の利用についてですが、まず障がい・障がい者に係るさまざまな相談につきましては、「おだわら障がい者総合相談支援センター クローバー」で受けて対応させていただいているところでございますが、その中で成年後見の案件であれば、「おだわら成年後見支援センター」へ繋ぐなどの連携を図っております。

また、申立人がいないために市長申立てになるケースについては、障がい福祉課のケースワーカーが担当地区ごとに対応しています。市長申立て件数の実績としては、令和4年度が2件、令和5年度が1件、令和6年度が2件という状況となってございます。先ほど説明があったように、障がいのある方につきましては、障がいの特性上、本人の意向の確認が難しかったり、高齢者のケースと違いまして、対象となる方がまだ若く、御家族が健在、特に成年後見制度を利用までしくても、支障がなく生活できている方も多いと思われまして、本当に制度利用が必要なのかの見極めが難しく、例え必要であっても御家

族等の理解が得られず、制度利用に至っていないケースもあると思います。一方で、今申しましたとおりに、御家族が健在のうちは、支援の必要がなくても、今後、いわゆる「親なき後」の対応として、本当に成年後見制度が必要となった際に、うまく制度の活用に繋げていけるように支援していくことも今後の課題であるというふうに考えております。そのニーズをうまくキャッチできるように対象者を支援する関係機関の連携が重要になってくるというふうに考えております。

会長（議長）

ありがとうございました。ここで協議の進め方についてですけれども、一応議事の中では協議事項ということになっておりますので、只今の事務局の説明に対しまして、まずは御不明な点について質問をいただきたいと思います。その質問が尽きたところで続いて委員の皆様から市のこれまでの取組状況に対する意見とか今後の権利擁護の支援に関して、さらに市が力を入れて取り組んでいくべき点などについて皆様の御意見を伺って行きたいと思います。そんな感じで進めて行きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、まず只今の御説明をお聞きいただきまして、御質問のある方は举手をお願いします。山崎委員、お願いします。

山崎委員

山崎です、よろしくお願ひします。今、高齢介護課も障がい福祉課の方も課題として成年後見制度の利用に関して、御家族の理解が得られないということを2つの課とも挙げられていたのですけれども、具体的にはどういう難しさがあるかというのをそれぞれの課で御説明していただいてよろしいですか。

高齢介護課長

（大野）

高齢介護課長ですけれども、具体的には一番多いケースとしては、高齢者が経済的に虐待を受けている場合に成年後見制度を活用する場合が多いのですけれども、高齢者の方のお金を御家族の方が勝手に使ってしまって、それを防ぐために成年後見制度を活用しているのですけれども、それを入れようするとお金が自由にならないということで反対されてしまうケースが多くて、我々としても制度の活用はした

	くてもなかなか進まないというケースはございます。
障がい福祉課 副課長（鈴木）	障がい福祉課です。実際、その親族の方と成年後見の部分のお話をする機会というのは、地区の担当のケースワーカーの方が対応したりする場合があるのですが、具体的なことはあまり話としては接するところがないのですけれども、想像できる部分としましては、先ほど少し申しましたように、障がい者の方はまだ年齢的に若い方が多く、実際、看られている親御さん達が、御自分達で実際に対象であるかもしれない方達に対しても、制度利用までいかない、または、そういった部分で実際に制度を活用した場合に、管理ではないのですけれど、外からの方が入ってしまうとか、そういった部分でなかなかその制度の利用に結び付かないといったところです。
会長（議長）	ありがとうございます、他に御質問はいかがでしょうか。境委員、お願いします。
境委員	境と申します、よろしくお願いします。先ほど、今いろいろな支援活動をしていて、多岐にわたってお疲れ様というか御苦労様です。小田原市の進み方というのは非常に進んできているなというのは私も認識していますので、どんどん是非お願いしたいと思います。 その中でひとつ、前回私もお話は聞いたのですが、私は出られなかったのだと思うのですけれど、法テラスとの何か相談会をされたというようなお話がありましたけれども、これは家庭裁判所が入った格好だったのでしょうか。それとも、なかつたのか。それから、法テラスとの方の相談では、どのような進展があったのかというのを教えていただければと思うのですが。
会長（議長）	秋山さん、お願いします。
社会福祉協議会（秋山）	今の法テラスとの相談会なのですけれど、今、ちょうど準備に向けての話し合いをしている最中でございます。それで、これに家裁は入

っていないです。あくまでも、法テラスと中核というか社会福祉協議会との話し合いで、法テラス側として、たくさんの相談件数、相談案件に対応するために、法テラス以外でも指定の相談場所を確保したいというようなことの1つの中に社会福祉協議会というのが挙がりました、それで、社協のまるごと相談と権利擁護係と2つの係と今法テラスとの間でその相談会場の提供、社協としては、それに対して相談の受付をするまで、具体的な事務手続きはすべて法テラスが行い、場所の提供と受付をするみたいな感じで今準備を進めているところでです。11月頃からスタートかなという感じです。

境委員

お疲れ様です。ということは、法テラスで提案して、社協さんに協力してほしいという話ですね。了解しました。

会長（議長）

ありがとうございます。他に質問はありますか。山崎委員お願いします。

山崎委員

今の関係で、その法テラスの相談というのは特に後見とかという分野に限られていないのですか。

社会福祉協議会（秋山）

限られていないです。

山崎委員

ですよね。だから、たぶん単純に法テラス相談をよく市役所のどこかの出張所とかでやるのですけれども、その場所として社協を利用したいというそういう話ですか。

社会福祉協議会（秋山）

はい、そうです。

山崎委員

分かりました。

会長（議長）

他にいかがでしょうか。古澤委員、お願いします。

古澤委員	2つほど、すいません。資料3－2の2ページ目の（4）番の箇条書きの2番目のところなのですけれども、「市民後見人候補者のうち1名が、市社協との複数後見人」と書いてあるのですが、これは、法人後見の職員と複数でやっているってことですか。
社会福祉協議会（秋山）	はい、そうです。
古澤委員	分かりました。それと後、（5）番、3ページ目ですね。「制度を利用しやすくする仕組みづくり」というところの親族後見人の支援のニーズの把握という、ここはこの会議でも当初から出ている話なのですから、要するに親族後見人が誰かというのが把握するのが難しい。それを把握するのは裁判所だと思うのですけれども、裁判所とは、こうした情報開示が可能なのかどうかというのは協議されているのですか。
社会福祉協議会（秋山）	市としてではなく、中核としてよく家裁に行くのですけれども、折に触れてこの話題をするのですけれども、やはり情報開示ができないです。家庭裁判所として、どこの誰が親族後見人なのかというのは、当然開示できないことで、あともう1つ言わされたのは、例えば中核で親族後見人の方に対して交流会をやりたいということでチラシを作りました。それを撒いてくれませんかと相談したのですけれども、親族後見人に対して一斉にそういうものを送るということは家裁としては出来かねるということで、タイミング的に1年に1回報告に家裁に来きますが、郵送だとまた別ですけれど、報告に来た親族後見人がいれば、こういうのがありますよって、案内をする程度です。
古澤委員	案内はやっていただけることは可能なのですね。
社会福祉協議会（秋山）	案内は可能です。ただ、親族後見人さんに対して一斉に積極的なアプローチをするというのは家裁としてはできないというようなことです。

古澤委員	分かりました。ありがとうございます。
会長（議長）	他にいかがでしょうか。境委員、どうぞ。
境委員	もう1つ、障がいの方の市長申立てはすごい少ないという話だったのですが、私たちがやっている相談会で障がいの方の親御さんたちからの相談が結構多いのですね。特に一番多いのが自分達がもしもの場合に子どもをどうしたらいいか、親なき後の問題ですね。その問題というのは非常に多いので、市長申立て自体はそんなに少ないかもしれないのですけれども、この障がいの方の相談というのは、市長申立ては少なくていいからどんどんやってほしいという感じはありますけれども。よろしくお願ひします。
会長（議長）	御質問は他にいかがでしょうか。私からすいません1つだけ、資料3-2で市民後見人の養成に関するお話がありましたけれども、後見制度の担い手といった意味では、社協さんの法人後見といったものも重要な役割を担っているのかなと思っております。今現在、法人後見事業でどのくらいの方の受任をされているのか、その中で日常生活自立支援事業から任せられている方がどのくらいいらっしゃったのかとか、その辺を教えていただけだと、と思うのですが、いかがでしょうか。
社会福祉協議会（石井）	権利擁護推進担当リーダーの石井と申します。よろしくお願ひいたします。現在、法人後見の事業の方の受任が11件ございます。そして、日常生活自立支援事業の方からの移行につきましては、現在3件の移行がございまして、もう1件が現時点では申立て中でございます。
会長（議長）	ありがとうございました。他に御質問はいかがでしょうか。それでは御質問も尽きたようですので、続きまして、これまでの取組状況に対する御説明をいただきて皆様の御意見を伺って、今後、市が力を入

れていくべき点などについて議論して、審査会の意見としてまとめられるようなものがあればまとめて行きたいと思います。御意見がありましたらお願ひします。

会長（議長） 山崎委員、お願ひします。

山崎委員 私の最初の質問に関連する点で、私の意見というかちょっとお話をさせていただきますと、まず高齢者分野に関する経済的虐待のケースで親族の了解を得られないというお話が難しそうだというお話があつたと思いますけれど、これは端的に経済的虐待に認定しているのであれば、やむを得ない措置とかで虐待事案として扱って、家族から切り離して市町村申立てという通常のルートで行けばいい話で、むしろ、通帳とか、財産管理している親族に何か意向を確認してやるというのは、もう、そういうレベルの話ではないのかなというふうには聞いていました。だから、経済的虐待を認定しているようなケースであれば、むしろできるだけ早く財産管理を切り離すということが、後見ではなくて、高齢者虐待として適切なんじゃないかと思います。

それで、障がいの関係でいうと、要するに、そもそも障がい者分野の中で市町村申立てをする事案が多分少ないのだと思うんですよ。それは、おそらく障がい者の多くの方がまだ元気な両親がいて、その両親が基本的には財産管理とかもしているという、多分そういう話だと思うのです。

それで、先ほど境委員からもお話をあったのですけれども、やっぱりお父さんお母さんが元気なうちは大丈夫だと思うのですが、やはり年を取ってきて、それこそお父さんお母さんが後見みたいな話になってしまった時にどうするの、みたいな問題が、やっぱり残ってしまうんですね。

それで、私がちょっと考えているのは、要は法的には例えれば重度の知的障がいの方というのは、はっきり言って後見相当な訳ですよ。ただ、後見人が実際についてないだけという話なので、要は法的にはお父さんお母さんが元気であっても、お父さんお母さんがどういう権限

でその財産管理をしているのかというのは、正直あやふやなのですね。未成年の子であれば、要するに親権に基づいてやっているという話なのだけれども、30歳、40歳ぐらいの知的障がいの人が果たして未成熟子として親権が及ぶかっていうと、ちょっと法的には怪しいなというところはあると思うんですよね。

だから、法的にいうと多分そういう方というのは、本来お父さんお母さんが後見人になってやるというのが筋なのだろうと思います。ただ、難しさというのはやはり後見人になってしまうと、やっぱり年に1回家裁に報告をあげなくてはいけないというのが、はっきり言ってお父さんお母さんは負担だと思うんですよ。今までやっていなかつたのに急にそれが必要になると。しかもはっきり言ってこれまではある意味、家の問題だったのが外にある家庭裁判所に家の情報を開示して監督を受けるみたいのが、たぶんハードル高いんだろうなというのはちょっとと思っているのですよね。

ただ、制度として、やっぱり、お父さんお母さんがやること自体が本来法的には怪しいというのが私の個人的な意見でして、本来はついていた方がいいと。で、お尻を叩く意味でいうと、さっき境委員からお話をあったように、今お父さんお母さんが元気な時はいいんだけど、ある日突然何かあったとき、それこそ、ある日突然ですね、交通事故でいなくなってしまうとか、そういうこともある訳ですよね。やはり、亡くなってしまうというのもね。そうなると、要するに今まで財産管理していた人がいきなりある日突然ぶつと切れてしまって、そこから新たに「はい、どうぞ。」というのは大変なのですよ、はいどうぞされる方も。だからある意味、緩やかにバトンタッチできるような形で、そういう仕組みを作った方がいいんじゃないですかというような話し方をすると、多分、お父さんお母さん達もそうかもしれないなというような話になると思うのですよね。

それで、おそらく家裁が積極的にやっているかはともかくとして、後見人1人だけではだめという訳ではないんですね。複数選任という方法もありますので、私もその1件か2件あるんですけど、身上看護はお母さんで、財産管理は専門職である私みたいな弁護士がつい

て、知的障がいの子なのですけれども、お母さんがもう最近だいぶ怪しくなっているから、そろそろ単独になるかなと思っているのだけど、それも結局その長い間、財産管理である程度2人でやっているから、その子がどういう生活してどういう財産管理しているのかというのをある程度、緩やかに引き継ぎを受けている状態なのですよね。だから、いざ親族がもうちょっと難しいですとなつた時でもスムーズにバトンタッチできるので、だから、そういう複数選任みたいなところも1つ方法としてあるのではないかというふうに私としては考えました、以上です。

会長（議長）

ありがとうございます。成年後見制度の利用に限らず、広く言えば権利擁護の支援がなかなか行き届かない人に対する支援をどのようにしていこうかみたいなお話をと思いますけれど、この点についていかがですかね。近委員、お願いします。

近委員

お世話になっております。今、山崎委員のお話を本当に障がいの相談を担っている者として非常にいいお話を聞けてありがとうございます。例として出していただいた重度の知的障がいに対する方の考え方というのは、そういう捉えでいいんだということを少し確認できたことが、私としては良かったと思っております。

あと、緩やかにバトンタッチしていく仕組みづくりというのも、今日御意見をいただいてなるほどなというふうに思いました。やはり、私が支援している中で御両親が離婚されてしまって、娘さんがもう成人なのですけれども、重度の障がいを事故によって負われてしまった方で、離婚したことをきっかけにお母様が親族後見を申し立ててやってらっしゃっているところは、やはり今後お母さんが娘さんのことを見越してやっておくというお話をだったので、お母様自身がしっかりとお考えになってやる形だなというところも、ちょっと私が今関わっている事例とダブる感じで、すごくこう実感として感じているところです。

クローバーも後見そのものに対する相談の件数は少ないのですが、境委員がおっしゃったように親御さんの御相談はとても多いです。高校を卒業するとか20代の息子さん娘さんのお父さんお母さんが来られて、自分達がいなくなった後どうしましょうみたいなお話になりますので、なかなかクローバーでその辺りの話を全般的にしっかりと説明できる職員はそんなにおりませんので、クローバーと同じ建物内にある中核機関の御案内だったりとか、今この地域の土業の皆さんとかで親なき後のネットワークとかいうので、年間いろいろな研修もやっておりますので、そういった研修とかセミナーなんかの情報提供もさせていただきながら、とにかくどこかに、何かあつたらどこかに御相談にいつでも来てくださいということで、相談することのハードルを下げるというような形を今クローバーの方ではやらせていただいております。今日は貴重な御意見をいただきましてありがとうございました、以上です。

会長（議長） ありがとうございました。

境委員 今のはおっしゃるとおりですね、一番最初に障がい者の方の市長申立てが少ないからどうしようかというような話もあったと思うのですけど、実は潜在的な相談要求はすごい多い訳です。今の近さんの話もありますけれど。そうなると、今、中核機関の方で、あんまり私も含めて重要視していないといったら申し訳ないですが、あまり前面には出してないですよね。障がい者の方の相談で。

社会福祉協議会（秋山） やはり、後で中核機関の運営状況を報告しますけれど、障がいの方からの相談も増えてまして、特に今ありました高齢の親御さんから、この先どうしようかといったような案件、相談は増加傾向にあるのかなと思います。

境委員 やっぱり、そうなのですね。ですから、最初あった障がい者の方の相談とか、市長申立てが少ないから、なんか別個にしようみたいな話

があったような気がしたので、それは全然違いますよということを言いたかっただけなのですが。どんどんそういうのも受けられるようにしていくべきだなというふうに私は思いますけれど。

会長（議長）

ありがとうございました。障がいをお持ちの方の親御さん、あるいは御親族の方からの相談というのは、実情としてかなり多いということ、ただ、後見制度なりに結び付くといったところはまだ少しハードルが高いようですけれども、その相談の窓口となる場所とか、そういった役割を担う人とかというのが非常に大切なと思っていますので、その辺の体制を整備するといった取組については、是非積極的にやっていただきたいなと思います。

私、障がい者施設の方からの相談を受けることがあります。直接受けたりしますけれども、やっぱり親御さんが高齢化してきて、後見人になっていたりすると、その事務もまともにちょっと担えなくなってしまって、みたいなことも聞いたりしますので、その施設との連携といったところで少し取組をしていただけるといいのかなと思ったところです。施設というか、その社会福祉法人の事業所ですね。

古澤委員

障がい者の方の親御さんの理解がちょっと得られるのが難しいという話があったと思うんですけど、多分皆さん御存知だと思うんですけど通帳を他人に預けるのが皆さん抵抗があるんですね。やはり、通帳を預けるというのは確かに抵抗感があるんですけども、それはあくまで後見人だけが管理する訳ではなくて家庭裁判所も管理していく訳なので、そこら辺も家庭裁判所も管理していくのでということで安心材料として挙げていただいてもいいかなと思います。後、先ほど山崎委員から経済的虐待があった場合は後見の申立てをどんどんやった方がいいという話と解釈してしまったんですけども、私もそう思います。ただ、もちろん経済的虐待だけではなくて身体的虐待や精神的虐待も入っている場合は、もう完全にそれは経済的虐待も入ってしまっているので虐待という名がついた場合には積極的にどんどん介入していただくというのは引き続きお願ひしたいと思います。以上で

す。

山崎委員

では、そのからみで経済的虐待の話が出たので、他の市町村の市町村申立ての案件で娘さんと同居している両親とも経済的虐待ということで後見人になっている事件があるんですけれども、そこは経済的虐待だけではなくて、いろいろな問題がある。だから、経済的虐待とかDVとかいろいろあるんだけれども、やはり市の組織は、縦割りで課ごとになっていて中々そこが少し難しいなというところがあるので、そこはある意味高齢介護課とか福祉課とか生活保護課とかその辺が連携してやれるような仕組みがあるといいのかな、そうすると、例えば生活保護の相談に来たけれど実は虐待が問題でしたとか、後見の問題でした、障がい福祉の問題でした、多分そういう話になると思うので、市のスタンスとしてはそういうように情報共有じゃないですけれど、連携が取れるような仕組みを作つていった方がいいのかなというふうに思いました。

会長（議長）

ありがとうございました。御意見ということで、事務局から何かありますか。

福祉政策課長

（塚田）

福祉政策課の総合支援係という成年後見を担当している部署では、縦割りといいますかそれぞれの所管はもちろん責任をもって業務を行いますが、その中で連携をすることによってお互いフォローし合い、出てきた課題もきちんと受け渡しをして一緒になって考えていく、そういういった取組を深めていく必要があります。やはり一つだけの事象をみると一旦終わったようでいて問題が逆に複雑化するなんていうことは重々あり、その辺はまた肝に銘じて府内連携というか枠組みを図つてしまいたいと思います。

会長（議長）

ありがとうございます。それでは、時間の限りもあります。少し違うテーマを取り上げたいという方もいらっしゃいましたら挙手をお願いします。中山委員、お願いします。

中山委員

よろしいですか。市民後見人の使い方といいますか、利用の仕方なんですけれども、今お話しを聞いていて思ったのが、現在市民後見人が9人いて1人だけが法人後見人、仕事をしている。他の人達は多分支援員というような形で、障がいがある方とかそういう方にサービスといいますか、していると思うんですけども、今この連携ネットワーク、それから権利擁護担任のチーム支援、それから、中核機関によるネットワークのコーディネート、こういう組織を今できているし、動いている状態だと思いますが、そういうところに参加、いわゆるオブザーバーではないんですけども、勉強するような形で参加させていただいたら、将来市民後見人が市長申立てとかで増えていく場合、より実践的な知識が身に付くのではないかというふうに思いました、是非、可能であればこういうネットワーク、それから支援チーム、そういうものに直接的な関わりはできないにしても勉強のための参加を考えていただければ嬉しいかなと思います。以上です。

会長（議長）

ありがとうございます。市民後見人の養成講座を受講し終わった方の活躍の場をという話かと思いますけれども、今こういう取組状況の中で受講修了者の方に御参加いただけるような何か会議とか、そういう場というのは実際ありそうなんでしょうか。

中山委員

なかなかプライバシーの問題があるので難しいとは思うんです。

福祉政策課長

（塚田）

当然市でいろいろな研修会であるとか、ネットワーク会議、連携を深めている各士業の皆様が取り組んでいらっしゃることが、その情報交換を共有する場もあると思うので、そういう場合には市の後見人の方も可能な場合には案内をして、一緒に参加していただけるような、そういう機会を我々としても検討してまいりたいと思います。

山崎委員

不正防止に向けた取組について、今はまだ検討中ということだと思うので、これからどういうことを検討されるのかということは次回多分報告があるんだろうと思うんですけども、一応、その市町村申立

てを市の方がされるにあたっての情報提供というか、こういうことがありましたということでお伝えしますと、市長申立てで士業の後見人が選任され、その後見人が解任されたので、その後を引き継いだのですが、前任の後見人が多額の資産を横領していたことが分かった事案がありました。

何が言いたいかというと市町村申立ての最初の財産調査は限りはあると思いますが、やはりそこが多分スタートなんですよね。そこである程度しっかり本人の財産状況をできる限り、調査をするというのが不正防止につながるということを事を教訓というか事例としてお伝えしたいなと思いました。

会長（議長）

ありがとうございました。なんかショッキングな話ですけれど、情報提供の一つとして、受け取っていただければと思います。他に。伊藤委員、お願いします。

伊藤委員

普及啓発のところなんですけれど、一般市民向けにはよく講演会をやっているのは私たちもよく分かっているんですけど、社会福祉法人の施設とか相談員の方は結構入居者に関わりを持っていく中で身元保証人になっている方が高齢になってきて関わりが持てなくなってしまって、結構同じ法人でも、この人こうなっているんだけれどどこか相談する場所はないかなというのを受けることがあるので、その辺の何か出前講座だったり、逆にこういう研修があるから出席してくれませんかと周知活動していただけだと、もう少しそういう広がりができるんじゃないのかなという、少し包括は別なんですけれど、少し感じたことがあったので意見としてお伝えします。

会長（議長）

ありがとうございます。資料3－2の下のところですね。視点の中にはあります出前講座の周知不足ということが書かれていますけれども、どうなんですかね。もう少し力を入れられるかなという認識でやってらっしゃるんでしょうか。そのあたり実情を教えていただければ。

福祉政策課係長（松本）	福祉法人などから要求があれば、説明ができる状態にはなっていませんので、こちらからの周知は不足していますので、今後、そういった周知の方を多くやっていきたいと思っています。
会長（議長）	出前講座ということなので、こういうメニューがあつてこういうかたちで派遣できますみたいなものを見えるかたちでやっていただくと頼む方も頼みやすくなるかなと思いました。
社会福祉協議会（秋山）	中核としては、今現在そのようなメニューありませんので、積極的な周知などもしていません。ただ、施設側からあるいは法人側からこういう勉強会やるから来てくださいと言われれば出向きます。ただ、中核の事業として仕様書にも書かれていませんし、事業計画にも載せていないんですけど、こういう出前講座をやりますというのは、明確にはまだうたってないんですよ。なので、もしこういうのがもっと必要だよというのであれば、ちゃんと仕様書などに書いていただければなと思います。あと、いろいろ大きな講演会の周知に関しては全ての社会福祉法人、金融機関、病院、こういったところに全てチラシの配架・配布も行っておりますので、是非多くの方にご参加いただければなと思っています。以上です。
福祉政策課長（塚田）	いずれにしましても、こういう成年後見制度を広く知っていただくということは様々な機会が必要だと思っております。我々も要請があればという待っている形ではなくて、やはり関係する地域の自治会であったり、民生委員さんであったり、今言われた社会福祉法人や団体というところも、成年後見制度の共通理解を深めていきたいということであれば場を限定することなく出向いて、理解を促進するような取組をしていきたいと思っております。
会長（議長）	是非、よろしくお願ひいたします。
山崎委員	2番にも書いてあるんですけど、それだけ多分、後見業務をやつ

ているとやはり周知が足りないと思うのは金融機関とか医療機関なんですね。成年後見制度をあまり理解していない。もし市の方でそういう広報活動するということであれば、やはり医療機関だとか金融機関に対しても周知していただけすると後見人としては業務がやりやすいと思います。

会長（議長）

他にいかがでしょうか。それでは、大体御意見が出たようですので次の議題に進めていきたいと思います。議題事項の（1）協議事項の「成年後見制度の利用促進に向けた取組状況について」を終わりにいたしますが、卓上に意見提出票をお配りしていますので、今日は思いつかなかったとか、この場で言えなかつたとか、時間の兼ね合いもあって遠慮してしまったとか、そういったことが何かあれば、この用紙を使っていただいて、おおむね1か月ぐらいを目安に事務局の福祉政策課へ御提出いただければと思います。これは、データか何かあるのですか。

福祉政策課長
(塚田)

データで承知しているアドレスに送らさせていただきますので、そちらを御活用ください。

会長（議長）

御提出があった意見については、次回の審議会でまた取り上げたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。続いて議事事項の（2）報告事項の「おだわら成年後見支援センターTOMONI（ともに）の運営状況等について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

社会福祉協議会（秋山）

社協の秋山から報告させていただきます。資料につきましては、資料の4番の「おだわら成年後見支援センターTOMONI（ともに）の運営状況等について」を御覧いただきたいと思います。本日の資料は今年度の今までの取組状況と、4月以降のいろいろ計画しているものについて触れているものです。まず、運営目標はいつもと変わらずです。

2番目の7年度の事業計画・方向性ですが、普及啓発関係につきま

しては、相変わらずホームページの運営をするとともに、昨年度から御案内のとおり、「相談のひろば」を設けまして、前回の審議会で御指摘を受けましたので、A3版の資料を用意させていただきました。いくつかの場所に親族後見人というワードを入れさせていただきまして、親族後見人さんからの相談にも積極的に応じますというような資料です。前回の審議会時点が左側、変更後が右側となっています。変更の部分は赤くしてあります。こういったところで親族後見人というワードを少し入れさせていただきました。後は、改めて定期相談会につきましては、コスモスさんにお願いして共催でやっていますが、それもその都度の御案内だったのを定期相談会の御案内ということで年間の予定も入れるようにしました。そのような感じでホームページの更新もあります。あと、②の講演会等なんですけれど、11月7日に毎年この時期でやっています成年後見制度に関する講演会を予定しています。まず、今回テーマは2つです。成年後見制度は今大きく変わろうとしている中で、資料には課題ということで、終われる制度への変更ポイントと任意後見制度ということなんですねけれども、実際に今チラシを作っているのは変わっていく制度のポイントと任意後見ということで、こういうふうに変わりますよというポイントについてはセンター長の中野弁護士、任意後見につきましては、小田原公証役場の公証人の佐藤先生からそれぞれお話をいただく予定です。それと併せて、また今年もワンストップ相談ということで5士業の先生方にそれぞれ相談会を開いて相談対応していただこうということも考えております。少人数セミナーも計画しているところです。あと、今話題に乗りました各種団体等が開催する研修会等へも協力するということです。

資料をおめくりいただきまして、人材育成関係ですが、今年度先ほどもお話がありましたけれども、第3期生の募集が1月から基礎講座が県社協主催でスタートします。それが終わった後、来年の6月から実践研修、実践研修終了後に来年の9月から約1年間実務実習というようなことで、これは8年度から9年度にかけての実施です。それで、第3期生が令和9年の8月には名簿登録されるといったような流

れになります。名簿登録者に対する支援につきましては、いろいろな講演会等の御案内ですとか、先ほど中山委員さんからもありましたように、そういった会議等があれば、ふさわしい会議等があれば、また御案内できたらなと思います。あとフォローアップ研修も設けたいなとも思います。

資料の3ページ目です。相談支援関係といたしましては、定期相談会、コスモスさんと偶数月の第2水曜日の午後となっております。通常相談はこの資料の4ページから7ページのとおり実績を挙げました。

(4) 地域連携ネットワーク関係ですけれども、地域連携ネットワーク会議を開いております。メンバー的にはこのようなメンバー構成です。今年度1回目、8月6日に開催いたしまして、このときにはセンター長の方から成年後見制度の見直しに関する法制審議会の情報について報告をしていただくと共に、情報交換としては後見人等が選任されるまで本人に対する支援体制は、各士業さんあるいは団体さんはどのような動きであるかというテーマ出しがありましたので、それお話を聞いていただきました。年に二回なので、また年度末あたりにもう一度開催をする計画です。

(4) の②多職種交流会（中核機関主催としては新規）としております。この資料に書いてある通りなんですけれども、以前から小田原市の地域包括支援センター社会福祉士部会で開催しておりました多職種が顔合わせをしてグループワーク形式で交流を図る、要は顔の見えるお付き合いをしていきましょうといった多職種交流会の事業について、今年度、中核機関の方で主催したらどうかというお話を小田原市の方からいただきましたので、小田原市と共同でこの多職種交流会をやる計画です。会場の予約をする関係でもう日にちが決まっていまして、来年の2月20日の午後に開催予定です。これは交流会ということでグループワークもさながら、その後の場所を変えての飲食しながらのより深い交流会というのもメインな感じなので、金曜日開催ということで計画されています。場所は UMECO です。

次に4ページ目からになりますけれども、こちらは相談支援の状況

です。表の方は5年度と6年度の実績と今年度につきましては、4月から7月までの状況です。今年度も昨年度の同日と件数を比較しても相談件数は若干増加傾向なのかなという感じです。内容的には、それ程大きな変化はないんですね。その他ということで、成年後見制度の利用と合わせて相続関係の相談も寄せられるようになりますし、それは、専門士業の方ですとかセンター長による助言もお願いしているところです。

5ページ目なんですけれど、そういった方々の相談方法、対象者の属性、相談内容の内訳です。表は御覧の通りで方法は当初電話で受け付けして、その場でいろいろなことを説明して終了というのも1、2年目とかはあったんですけど、今現在はお会いしていろいろお話を聞く中で実際に資料等もお渡ししながら理解を深めていただくということで、訪問もありますけれども来所がほとんどになっています。その対象者の内訳は先ほどちらっと申し上げました高齢者17件、障がい児者が8件、この8件がやはり高齢の親御さんからの相談で自分が年を取っていく中で子供に対しても成年後見制度の利用が必要になってきたということで、申立てなどどうしたらいいのかというような相談も増えてきました。そういう申立てなんですけれども、申立てに関しての相談も非常に多く寄せられるようになりました。そういうことに対しては、またこの後で説明しますけれども、申立てセットを用いて丁寧に説明をして対応しています。

6ページ目ですね。お手元の資料が白黒になってしまっているんですけれども、これは家裁が配っている申立てマップで加工前と加工後とあるんですけど、加工前というのは家裁の申立てマップです。それを家裁の了解を取って中核機関の方で加工したものが加工後です。これは何が違うのかというと、所々に申立ての手引きというのが申立てセットに付いていますが、手引きの何ページ目に載っていますよとか、あと、期間的な制約があるもの、取得したら3か月以内に裁判所に提出してくださいよと、そういうものは特に注意書きを分かりやすくしています。さらになんですけれども、これは実は三色なんですね。一番左側が他の方に依頼して作成をしてもらうものというのが、

この茶色い部分です。それで、真ん中の青い部分が申立人が作成するもの、さらに市区町村役場から取り寄せるもの、法務局で取り寄せるもの、登記されていないことの証明、これが緑です。この3つをクリップ止めにしました。というのは裁判所が配る申立てセットというの以外と順番がばらばらで、なおかつ申立書についても綴られていないので一枚一枚ばらばらになってしまったりします。それを高齢の方が自分で作ろうとすると、あの資料どこへいった、どうしたということになってしまうといけないので各色ごとにクリップ止めをお渡ししています。例えば、お医者さんなり、親族の意見書なり、他の人に書類を書いてもらうのは、この茶色い部分で、茶色い部分はクリップで止めて一式になっています。これを用意してください。それで、仮にあなたが申立人になる場合は青い部分なので、申立ての手引きを見ながら申立書を書いていけばできますということで、あと、緑色は法務局でその証明を取り寄せてください、といったような感じで説明しておりますので、これは結構分かりやすいということで、家裁の方にも見本を一部渡して中核機関としてはこういうふうに説明してお渡ししますよということを家裁の方にも報告しています。だから、その影響もあって割と中核機関の方でこれは渡しているんですけども、今、昨年度の後半から今年度の現状を言いますと、中核機関の方で多分20セットくらいはお渡ししています。そういうものを利用しつつ、相談対応をしているということです。申立ての支援の仕方も直接中核機関としては書けないんですけど、できるだけ分かりやすく説明しようと心掛けをしているところです。いずれにしましても、今後国の方で見直しをしています成年後見制度の動きもありますので、今後ますます中核機関の存在というのが重要度を増していくのかなというふうに思っています。早くて令和9年ぐらいから国会を通るみたいなことも言われていますが、そうするとそれに合わせて中核機関の法制化ですか、今の機能にはないもっと重要な部分が中核機関に求められるようになるのかなというふうなことで、加えてそれに対応している社協、今中核機関を受託していますけれども、今の社協の権利擁護係、あんしんセンター、日常生活自立支援事業も利用者さんが多くて

いっぱいの状況です。さらに、終われる成年後見制度への移行ということで、成年後見制度が終わった人の受け皿、必要性が無くなったり人の受け皿として今、新日常生活自立支援事業という言葉も出てきます。そういった中で社協として、その時期になると限界を向かえてしまうのではないかというようなことも今思っているところなので、もしそういう時代が来たら、この中核機関の運営については、是非社協に任せるだけではなく、小田原市をはじめ皆さん一体となった中核機関の運営を是非検討していただけたらというふうに思っています。以上です。

会長（議長）

ありがとうございました。ただいま、成年後見支援センターTOMONI（ともに）の運営状況について説明をいただきました。こちら報告事項ということです。ただいまの説明をお聞きいただきまして、何か質問などがありましたら挙手をお願いいたします。山崎委員、お願いします。

山崎委員

申立て支援の関係で、後見等申立て段取りマップを工夫され加工されたというお話があったのですが、これは家裁の方にもこういうふうにやってますよというアピールをしたということですが、反応はどうでしたか。

社会福祉協議会（秋山）

反応はいいです。

山崎委員

本当は、家裁の方でこうしてくれよという話ですよね。

社会福祉協議会（秋山）

家裁の言い訳として、もうこの状態できてしまうので、ごめんなさいということで、うちの方で改めて加工して分類し直すということです。

山崎委員

加工前のマップは、小田原の家裁が作ったものでしょう。

社会福祉協議会（秋山）	これは、横浜の家裁かな。
山崎委員	横浜家裁小田原支部って書いてありますよ。2024年10月。
社会福祉協議会（秋山）	大元は上が作ったみたいで、名前だけ付けているみたいです。
山崎委員	分かりました、その確認でした。
会長（議長）	他にいかがでしょうか。中山委員。
中山委員	簡単な質問なんですけれども、5ページの（2）の表がありますけれども、令和5年、令和6年、令和7年の4月から7月で3分の1ぐらいなのですが、だいぶ件数が少ないなという気がしているのですけれども、これから伸びていくものなのでしょうか。
社会福祉協議会（秋山）	令和7年の4月から7月の件数のことですか。
中山委員	そうです。
社会福祉協議会（秋山）	説明の中でちょっと申し上げたかと思うのですけど、昨年の同時期と比べて少し多くなっています。なので、これからもっと伸びるかなと思います。相談会もありますので、そういう件数も入ってきますので。
中山委員	ありがとうございます。
会長（議長）	他にいかがでしょうか。境委員。
境委員	多職種交流会なのですが、今度、社会福祉士さんになるのかな、包括のものが今度は中核機関で開催するという話ですが、去年だったかな、やったのが。ちょっとあれ小田原だけでないので、どこで頼んだ

らしいのかな。オーマイというケアマネさんの会が開かれていますよね。あれ、ちょっと私も昨年参加したのですけれども、他の地域の方、湯河原だったか、真鶴だったか、非常に参考になったって人が多かったのですけれども、あれってケアマネさんとかに任せておくしかないのですかね。どうしたらいいのだろう。

古澤委員 ケアマネージャーの会ですね。共同体というか、昔からあるものですね。

伊藤委員 多分ケアマネの交流会をそこで開こうということで、研修部会がオーマイでもあるので、そこで、オーマイというのは、小田原、湯河原、真鶴、箱根の頭文字を取って、そのケアマネージャーの団体がその研修部会を開いたと思うので、私そこに参加をしてないので、実際どういう経緯かというのは、分からぬのですけれども。

高齢介護課長
(大野) ケアネットオーマイについては、市と共同で研修の開催とかもしていまして、その関係かなという気がするのですけれども。

境委員 他の3市って、そこでも非常に話になったんですけど、もうはっきり言われまして、成年後見なんて、私たち知りませんよって、ケアマネージャーさん、はっきり言われてたところもあるのですけど、「えっ」っていうような、私感触だったものですから、是非もし小田原さんがリーダーシップをとってやるのだとしたら、中核機関さんがやるんじゃないのかな。

社会福祉協議会 (秋山) その関係で、ちょっと動きがありまして、今オーマイさんの方から中野センター長の方に話をしたいというようなオファーがきています。どんな話か分かりませんけど。あと、この多職種交流会について、高齢介護課の方から、今までメンバーにオーマイが入っていなかったのですけれども、今回、オーマイを入れてみてはどうかということも聞いています。

境委員	はい、分かりました。
会長（議長）	他にいかがでしょうか。瀬戸委員。
瀬戸委員	<p>今の話を聞いていて、市長申立てが件数少ないようなのですが、私の地域で市長申立ての人がいたのですね。すごく包括と社協が一緒になって、市長申立ても早いのですよ。「あの人、市長申立てになつたの。」というのが、個人情報なので、私がしつこく聞いたら、そういう答えが返ってきただけで、民生委員さんたちはなかなかその人が、個人情報だからそういうことになっただろうという報告はないかと思うのですけど、私が知るところによると2人くらい、本当に包括と社協のまるごと相談が力になって、近さんもそうですけど、今、小田原市頑張っているなって、私は力出しているなとは思っています。そんなことを言いたいなと思っているのですけど。</p>
会長（議長）	お褒めの言葉をいただきました。ありがとうございます。
瀬戸委員	でも、民生委員の方は個人情報だから、私みたいにしつこく聞かなければ、そこはつないだだけで終わると思うのですね。あの人どうしたのっていうふうに聞かないと、両方ともが迷惑な場合もあるかと思うのですよ。つなぎ役だから、民生委員さん。そんな奥までね。
古澤委員	情報はフィードバックしないのですか。
瀬戸委員	しないですね。手を挙げないと。聞かなければ。
福祉政策課長 (塚田)	民生委員さんにそのことだけの情報で提供するということは、しくみとしてはないですね。
伊藤委員	終わった後は、事後の報告は、市長申立てに結び付けましたとかは問題ないですよね。

瀬戸委員	市長申立てだったのまでは、なかなかね、ないかと思うんでね。
古澤委員	民生委員さんことを考えると、やはりちょっと発端で出していただいて、一応協力していただいているので、民生委員さんのやる気というか、モチベーションにもつながると思うので、できたらちょっとそこら辺の配慮もしていただければいいのではと思います。
瀬戸委員	そうすると、私も勉強になって、市長申立てで、その人は生活保護を受けていて、マンションに住んでたんじゃないって、市長申立てでその分は差し引くのよとまでしつこく聞いたら、教えてもらえた。
古澤委員	民生委員さんとしても勉強になりますよね。そういう仕組みでこうなったんだなって。今度からこうすればいいんだって、やっぱり成功体験が知識になっていきますよね。
瀬戸委員	じやないと民生委員はそんな深く勉強するとやり手もない。
古澤委員	実際、実感してみて身に付くっていうか、後見活動というのは。
瀬戸委員	すごく感動しました。
古澤委員	そこら辺またちょっと、細かいんですけど、配慮していただければ、今後すごくいい民生活動ができると思う。
福祉政策課長 (塚田)	民生委員さんも守秘義務は持ついらっしゃるので、情報の伝え方とか手立てというのはあるかと思いますで、そこはちょっと検討させていただきます。
会長（議長）	普及啓発っていう話でいうと、やっぱり対象を絞った形で啓発をしていった方がいいというところもあると思いますけれども、特に現場で第一にことにあたる民生委員さんとか、あとケアマネジャーさん

が、後見制度のことなんて全然分からぬという話があったということですけれども、やっぱりそこ少しポイントを絞って、何かこう普及啓発活動をしていただると、今より効果が上がるのではないかと思いましたので、少し気に留めていただければと思います。

瀬戸委員

近さんともそういうことですぐ聞いてしまうから連携が取れたりして、なかなか民生委員もそこまで深入りすると仕事が一杯一杯になってしまふからできないのですけど、何気なくそういういい話をしていたいたら、なかなかいいのかなとは思います。

会長（議長）

中井委員いかがですか。

中井委員

市民後見人養成講座というのは、後見人となる人のための養成かと思うのですけど、今小田原市でやっています認知症サポーター養成講座みたいのがあるかと思うのですけれども、もっと広くみんなが軽く法律の知識を身に着けて、1人の人に士業と同じような仕事をするための後見人を養成するのではなくて、そういうサポート、そういう後見人が必要かどうかも分からぬ感じの人をサポートするような、TOMONI（ともに）のもとでサポートというか、ボランティア的なことができるような、ある程度の法律の知識を持った人の養成講座みたいなのができたらいいのかなと私は勝手に思つていて、何人か本当にすごくできる人を何名か作つて、その中で登録されているというのは、実はそんなには多くないと私も聞いたので、もっとサポーター講座みたいな養成講座が小田原市もできたらいいのかなと思いました。

それともう1つ、ちょっと話は違うかと思うのですけど、横須賀市に終活登録制度というのがあるらしく、それに希望の人は、エンディングノートがどこにあるかとか、お墓がどこにあるかとか、項目を絞って市民に戸籍みたいな感じで登録する制度があるらしいですね。小田原市もそういうものを取り入れてもらつたら、それを機会に考える機会があるのかと思つていて、私も実はここに参加させてもらうのに、最初に入ったきっかけが、一人暮らしの叔母が、本当に身寄りが

ない叔母がいたので、その方結局4月に亡くなつたのですけれども、実はエンディングノートが3冊も出てきまして、エンディングノートを書いているからと言つてはいたのですけれども、根掘り葉掘り詳しく聞くわけにもいかなくて、何回も書き直しできるからと、いろんなものにいろんなふうに書いていて、結局本当はどうだったんだろうと思うのがあったのと、あとリビングウィルといいますか、癌だったのですけど、抗癌剤はしたくないという結構意思があったのですけど、その意思を他の人にはそれとなくは伝えていましてけれども、勧められるとどうしようと思つたりして、結局リビングウィルとエンディングノートとあとは財産のことに関する法定後見とかそういうことが登録できる、市として戸籍みたいに登録できる制度が横須賀市にはあると聞いたのですが、そういうのがあったらリビングウィルはここですって、その横須賀市によると警察とか消防とか病院とか、あとは指定した人に情報公開はするという契約で自由に登録できるとかいうのがあるらしいので、そういうものをもし市としても考えていただければ、それを今マイナンバーとか登録に来る方結構いらっしゃると思うので、その更新の時とかそういう時に、こういう登録がありますというのを啓発になると思うので、今後考えていただけたらいいのかなと思います。以上です。

会長（議長）

貴重な御意見、ありがとうございました。事務局の方から何かありますか。

高齢介護課長

（大野）

終活講座の関係なのですけれども、横須賀市でやっている登録制度というのは、我々も承知していまして、去年、横須賀市に我々の方も職員を派遣して、状況調査を行つたところです。横須賀市役所の状況を聞いていて、基本的には市役所の方に個人情報を登録して、必要な時にその情報を関係者に公開するというものだったのですけれども、小田原でやつた場合、どういったやり方ができるのかにつきましては検討しているところです。

先ほどのエンディングノートの話が出てきましたけれども、我々も

毎年終活講座を行っていまして、そこでライフデザインノートというのを配っています。それにつきましても、社会情勢がいろいろ変わる中で、内容もいろいろと書き換えなくてはいけないということで、今後内容の見直しも含めながら、より良いものに変えていきたいと思っています。以上です。

会長（議長）

ありがとうございました。では、だいたい質問、御意見も出きましたところかなと思います。報告事項の「おだわら成年後見支援センターTOMONI（ともに）の運営状況等について」を終わります。

次に議事事項（3）「その他」ですが、せっかくの機会でありますので、委員の皆様から成年後見制度の利用促進に関して情報共有、あるいは情報提供をしたいことなどがあればここで御発言をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。境委員、どうぞ。

境委員

簡単に、時間もありますので。これ月曜日までですね、パブリックコメント。成年後見制度の新しい決まりが、来年法律化されるのですけど、その試案が出ていて、国の方ですね。ちょっと、最初思っていたほど、すごい改善には全然なっていないんですけど、一応新しいのが出ていて、これ月曜日までになっているから、私あまり書くことないなという感じなのですが、是非参考にしていただければなと思います。

それからもう1つ、こことは関係ないと言ってしまえば終わりなのですが、私なんかはいろんな方の後見人をやってると、いろんな施設に入る時に保証人を付けてくださいって話が出てくることがよくあるのですけれども、保証人って、すごい危ない会社からまともな会社まで、いろいろあるというのは皆さん御存知だと思うんですけど、これ今、国には法律もなければ、監視団体も何にもないですね。まったく自由なのです。すさまじい保証団体もあります。それが、今年の9月、来月かな、統一団体が発足するそうです。保証人協会の、国は関係してないんですけど、民間で統一団体で、要するに自分たちがちゃんとまともにやろうよというができるそうですので、是非参考にし

ていただければと思います。特に小田原市でやっているわけではないでしょうが、消費者センターには保証協会のクレームがものすごい多いのですよ。私も後見を受けるときに、この保証人協会から足を洗うように後見人になってくださいって方もいるのです。聞くとすさまじい契約の場合もあります。一度やった時は、向こうから弁護士がずっと出て来て、やめるにやめられないというすごい保証協会もありましたね。そういうものもあるので、それがやっと、そういうのが日の目を見るということがありましたので、情報まで。

会長（議長）

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

中山委員

よろしいでしょうか。前回の議事録を見ていて、ちょっと宿題みたいなものが残っていると思っているのですが、古澤委員からお話がありまして、市立病院の相談員さんが病状が安定したのに退院できない。そういう話がありまして、そのまま施設に移行するためには後見人を付けないとだめですという話があって、これはなかなか社会的な損失になるのではないかという話がありまして、その中で市役所の大野課長さんから、市立病院から施設へ移行したい、自宅では難しい状況がある場合ですけれども、身寄りがなく、後見人を付けないと受け入れてくれない施設が最近多くなっており、社会的入院になっている、本来入院すべき人が入院できないという医療のバランスに支障が生じてしまうのは大きな問題だ、施設側としてはちゃんと契約できる人を立ててほしいということはよく分かるけれどもという話がありまして、これは持ち帰って検討するというようなことで、発言で終わっていますが、これに関しては何か進展があれば教えていただきたいと思って御質問しました。

高齢介護課
(大野)

現状としては、確定的なお答えをすることがまだできませんでした、申し訳ありませんが、答えをまだ出せていない状況でして、引き続き検討をさせていただければと思います。

中山委員	何か進んではいるんですね。
高齢介護課 (大野)	そうですね、ちょっとまだ具体的な話ができていない状況なので、機会を捉えて、そういう話ができる機会があればそいつたものを投げかけていきたいと思います。
中山委員	これはなかなか大きいというか、重要な問題だと思いますので、是非引き続きご検討をいただければと思っています。
会長（議長）	<p>ありがとうございました。他にいかがでしょうか。それでは、御発言もこれ以上ないようですので、議事事項の（3）「その他」を終わります。</p> <p>次に次第の3「次回会議の日程等について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
福祉政策課係 長（松本）	<p>それでは、事務局から2点ほど御連絡をさせていただきます。</p> <p>まず、次回の第2回の本審議会の開催予定なですけれども、来年の3月の最終週を目安に開催する予定でございます。また具体的な開催日が決まりましたら、会場の手配等ができましたら、改めてご通知の方させていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>2点目ですけれども、本日の会議に御出席いただきました委員様の報酬につきましては、9月18日（木）に御指定の口座へお振込みする予定でございます。振込日のお知らせ等はいたしませんので、必要に応じて御記帳等により御確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
会長（議長）	<p>事務連絡ということでしたけれども、御質問はないでしょうか。では、御質問もないようですので、次第の3「次回会議の日程等について」を終わります。</p> <p>以上で、本日の日程はすべて終了となります。</p> <p>皆様の御協力により、滞りなく会議を進めることができました。こ</p>

の場を借りて、お礼を申し上げます。

それでは、只今をもちまして、令和7年度第1回小田原市成年後見制度利用促進審議会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでした。

一同

お疲れ様でした。